

第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画新旧対照等一覧

主体	項目	法令改正後	法令改正前
国	国レッド分類	準絶滅危惧（NT）	
	種の保存法	国内希少野生動植物指定解除	国内希少野生動植物指定
	鳥獣保護管理法施行規則	希少鳥獣指定解除	希少鳥獣指定
	法9条に基づく捕獲許可	希少鳥獣解除のため都道府県に許可権限移行	希少鳥獣のため大臣許可
	鳥獣保護管理法 基本指針	変更後	変更前
		<p>第4の3-4 販売禁止鳥獣等販売許可 （1）許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。 ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>（2）許可の条件 ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。 オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</p>	<p>第4の3-4 販売禁止鳥獣等販売許可 （1）許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。 ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>（2）許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。 （新規）</p>
埼玉県	県レッド分類	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	
第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画	変更後	変更前	
	<p>第4の8 販売禁止鳥獣等 （1）許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可するものとする。 ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>（2）許可の条件 ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。 オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</p>	<p>第4の8 販売禁止鳥獣等 （1）許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。 イ 捕獲されたヤマドリが食用品等として販売されることにより、違法捕獲が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>（2）許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。 （新規）</p>	